

第4章

企業の環境情報開示：
持続可能な生産を推進するための
革新的政策

第4章

企業の環境情報開示：持続可能な生産を推進するための革新的政策

アブドサラーム・ラビ、志々目 友博、藤塚 哲朗、飯野 博夫、劉 憲兵

1. はじめに

アジア途上国では多くの企業や事業ネットワークが持続可能な生産活動に携わっている。そうした企業やネットワークは持続可能な生産が競争上の優位をもたらすと考えているか、自身のビジネスモデルの核心を担うと見ている。しかしこうした企業群のほとんどは、関係するステークホルダー、特に投資家と政府からの圧力やインセンティブの増大に対応する形で、こうした行動を取っていると思われる。アジア地域における圧力やインセンティブは、これまで主に政府機関が生み出してきた。政府機関はコマンドアンドコントロール(CC：法律に基づく規制)や市場ベースの手法といった伝統的な政策を通じて、長年にわたって企業の持続可能な生産の推進に努めてきた。

本章では、アジア途上国の持続可能な生産を推進するための政策オプションとして、企業の環境情報開示(CEID)の利用について論じる。

CEIDのアプローチとは、消費者、投資家、官僚、コミュニティ、社会全般に対して、企業の事業活動及び環境行動(製品、生産工程、管理手順)についての情報を開示することを指す。情報を与えられたステークホルダーはその内容を見て自らがとるべき行動を判断するため、ステークホルダーの反応は、環境パフォーマンスの優れた企業に対してはインセンティブに、劣る企業に対しては圧力になる。

本章の概要

本章では、アジア途上国における持続可能な消費と生産を推進するための政策オプションとして、企業の環境情報開示(CEID)について論じる。アジアで採用されているCEIDイニシアティブ、企業の環境報告書及び環境パフォーマンス評価プログラムを検証・考察する。

- アジア途上国においてCEIDスキームは環境パフォーマンスの促進に有効であるが、改善が必要な部分もある。企業の環境報告書が的確であることは少なく、環境パフォーマンス評価プログラムは環境パフォーマンスの良くない企業に対しては環境改善に向けより大きなインセンティブとなる。
- 持続可能な生産を大規模に推進するには、CEID政策を一組の政策の一部として捉え、他のCCや市場ベースの手段と組み合わせるべきである。CEID政策は独立した政策ではなく、他の政策を補完する政策と考えなければならない。
- CEIDは企業に遵守義務を与えるだけでなく、他企業との遵守のレベルの違いを認識させるためにも役立つ。そのため、規制当局はより多くの情報に基づいて手段を選択できるようになる。
- 強制的手段は、遵守が不十分な企業に対して適している。一方、市場ベースのメカニズムは、遵守の度合いの高い企業に対して改善をさらに進めるためのインセンティブとして適している。

この戦略をアジア途上国でより効果的に機能させるには、ステークホルダーに正確な情報を提供すること、ステークホルダーに十分な圧力やインセンティブを生み出すための権限を与えること、企業のこのプロセスへの参加、特に中小企業(SME)の参加を奨励すること等、いくつかの面で努力が必要である。国レベル、各国間レベルで複数のステークホルダーが協調する必要がある。

そのため CEID のメリットとしては、企業の環境マネジメントに影響を与えることができ、環境に対する懸念を持つ当事者が関係者や政府当局も巻き込んで、企業が生産活動を調整するための圧力やインセンティブを生み出すという点があげられる。さらに CEID によって企業は自身のパフォーマンスを知ることにつながり、企業が環境面の改善を認識する際の手がかりとなる。また、コミュニティや民間セクターに規制プロセスへの積極的参加を促す一つ的手段として CEID を研究することは、企業がその地域で持続可能な生産をさらに大規模に推進できるかどうかを判断する際の政策オプションとなる。

CC 的アプローチは、大規模かつ明らかな汚染源の規制には一定の成功を収めた (Anderson 2002)。しかし時が経つにつれて、何人かの学者によりこうした規制的アプローチは費用がかかりすぎると指摘されるようになった (Dasgupta, Laplante and Maminigi 2001; Tietenberg 1985)。一方で市場ベースの手段の導入によって排出規制政策が柔軟性と費用対効果の両方を持つようになり、環境に対する取り組み改善にも寄与した (Vincent 1993; Arbelaez et al. 1998)。しかし、導入事例の成功度合は様々である (Hahn 1989; Tietenberg 1990)。

アジア途上国では世界の他地域と同様、CEID が企業レベルでも政府レベルでも徐々に受け入れられつつある。事実、多くの大手企業が環境・安全報告書、持続可能性報告書、企業の社会的責任 (CSR) 報告書等といった年次報告書で自社の事業活動と環境行動に関する情報を社会全般に対して自発的に開示している。インドネシアの公害防止、評価、格付けプログラム (Program for Pollution Control, Evaluation and Rating; PROPER)、フィリピンのエコ・ウォッチ (Eco Watch)、中国のグリーン・ウォッチ (Green Watch)、インドの環境評価プロジェクト (Environmental Rating Project) 等、企業の環境パフォーマンスの格付けを公開するプログラムを推進または支援することで指導力を発揮している政府もある。

アジア途上国の持続可能な生産を推進するための政策として CEID を利用するという選択肢を論じるため、本章では政府の支援で行われているものの他、自主的なものも含めた数例の CEID イニシアティブを取り上げ、この政策手段をより効果的に利用する上で制約となっているものは何かを分析する。

本章は以下のような構成となっている。セクション 2 では企業の持続可能な生産の決定要素を検証する。それによって企業の環境マネジメントを推進するための政策の一つに CEID を加える必要性を示すことができる。セクション 3 では CEID のタイプにスポットを当て、CEID をどのような方向に利用すれば機能するかを論じる。セクション 4 では CEID イニシアティブの中から政府の支援によるものと自主的なものをいくつか取り上げ、アジア途上国の CEID の現状にスポットを当てる。セクション 5 では企業の持続可能な生産を推進するための戦略としての CEID の利用に関する制約について分析する。最終セクションでは結論を述べ、政策に関するいくつかの提言を行う。

2. 企業の持続可能な生産の決定要素

アジア途上国では世界の他地域と同様、企業はますます持続可能な生産活動に携わり、環境と社会に有益な行動を取るようになってきている。しかしそうした企業の多くはステークホルダーからの圧力やインセンティブの増大に対応する形で行動している。Gunningham, Kagan, and Thornton (2003) は、企業に対する圧力には (i) 経済上または競争上の圧力、(ii) 規制圧力、(iii) 社会またはコミュニティの圧力、の 3 種類があると論じている。

こうした外的要因が組み合わさって、企業の汚染の程度や、汚染が規制の範囲を超える頻度が決まってくる。Howard-Grenville, Nash, and Coglianesi (2008) は上記の 3 要因に加え、内部要因または内部圧力という第 4 の要因があると指摘した。両者とも経営者の認識と態

度、組織のアイデンティティと文化、組織構造等、組織内の態度や特徴によって当該組織が環境問題をどう認識し、どう扱うかが説明できると論じている。

Blanco et al. (2005)が行った持続可能な生産における自主的イニシアティブの役割に関する研究によって、企業の自主的イニシアティブの推進要因は、アジア太平洋地域の各地で多岐にわたることが明らかになった。先進工業国では国民の環境意識、消費者の意識、非政府組織(NGO)の強さ等がいずれも明らかな推進要因となっている。しかし途上国では輸出市場が決定する要件が強力な推進要因となっている。

Liu Xianbing and V. Anbumozhi (2009)が実施した中国の事例研究の計量経済学的分析によって、業界全般の環境マネジメントレベルが個々の企業の環境マネジメントレベルに対して大幅なプラスの影響を与えることがわかった。企業にはセクター内の大手企業の実践方法を見習う傾向がある。同研究によると、中国で企業の自主的な環境マネジメント参加を促す上で、一般市民や業界団体は中心的な役割は果たしていない。また、タイでの企業の環境マネジメントに関して IGES 関西研究センターが 2008 年に実施した別の研究によって、タイの企業が積極的な環境マネジメント活動に携わろうとするのは、国内外市場の需要喚起や優良企業のイメージ形成が主な動機であることが判明している。

こうした背景から、政府機関はもちろんのこと、他のステークホルダーも企業に積極的な行動を促し、持続可能な生産に携わるよう促していく上で重要な役割を担う力があることは明らかである。しかし CC や市場ベースのアプローチ等といった従来型の環境マネジメント政策においては、他のステークホルダーの参加やその役割は無視されてきた。そうした従来型の政策では、大きな圧力とインセンティブの両方またはいずれかを与えられる唯一の存在として、規制当局に注目が当てられてきた。従って、CEID のように企業、政府、コミュニティ、市場等複数のステークホルダーを巻き込んだ新しいアプローチが大規模に広がることで、どれくらい持続可能な生産を進めることができるかを調べる必要がある (Box 4.1)。

CEID は企業と他とをつなぐコミュニケーションツールとして利用されている。この使用方法は世評面でのインセンティブとして、従来のアプローチとは違うパターンの反応を生み出す可能性がある。CC 的アプローチでは、同じ規制区分の汚染者には費用に関係なく、すべて同じ基準に合わせることを求められる。その結果、汚染量は基準値に収束していくが、処理の限界費用は各企業で大きく異なってくるのが一般的である。市場ベースの手法では、汚染者は限界費用と同等の環境負荷の削減努力を行うが、今度は内容の方が大きく異なってくる。純粋な世評面でのインセンティブがある状況では、汚染者は汚染の削減に係る限界費用が世評上の価値の期待限界効用に等しくなる点まで、削減努力を行う。世評に価値がなければ、汚染者はまったく削減努力をしないこともあり得る。しかし汚染者が世評の価値の非常に大きいセクター、コミュニティ、市場に属している場合、世評面のインセンティブを与えてやることで、CC 的政策または市場ベースの政策をとった場合より削減努力が増える可能性がある (Afsah et al. 1995)。

Box 4.1 環境賞受賞者がアジア諸国は汚染者を公表して不名誉にさせるべきと主張

2007年の地球チャンピオン賞(Champions of the Earth Award)を受賞したフィリピン
の7つの非政府組織(NGO)のリーダー、エリゼア・ギレラ・ゴズン氏が、ロイター
とのインタビューで次のように述べた。

「アジアの環境に優しくない企業の名前を公表し、不名誉にさせることで自分たち
の行為を改めさせるべきです。環境問題を前進させるためにはその方が政府の規制より
効果が大きいです…私たちは規制がもたらす恐怖以上のことを行っています…
官僚政治は環境基準を守らせる手段を講じるだけで、多くの企業は閉鎖の脅しを深刻
に受け取りません…政府の規制は本物の脅威ではないので、それは企業が恐れている
ものではないのです。」

同氏はマニラの織物会社の例を挙げた。この会社は1990年代にマラボン・ナボタ
ス川に未処理排水を流し、政府にこの川の「汚染原因12社」の1社と名指しされたこ
とで、これを不名誉に感じて排水を浄化するようになったという。

「織物会社一族の子供たちはこれを恥じて学校に行かないと言い出しました…『みんな
がお前たちはお金持ちで儲けてるけど川を汚してるだろうって言うから恥ずかしい』
と言うのです…これでその一族は目が覚めたのです。その工場はそれから行動を
改め、今ではコミュニティのリーダーとなっています。」

出典：当記事は http://www.javno.com/en-economy/green-prize-winner-urges-asia-to-shame-polluters_36261 で
閲覧可能(最終閲覧日：2009年12月17日)。

3. 企業に持続可能な生産を促す戦略としての CEID

3.1 CEID の定義とタイプ

CEIDとは、企業の事業活動や環境態度に関する情報(製品、生産工程、管理手順)を、
関係するステークホルダーや社会全般に発表することを指す。情報伝達の方法によって、
CEIDは3つのタイプに分類できる。

- タイプ1：第三者機関による製品、工程または管理手順の認証。例えば、製品向けの
エコラベル認証、環境安全ラベル認証、さらに環境マネジメントシステム向けの国際
標準化機構(ISO14001)認証やEMAS(環境管理・環境監査スキーム)等がある。
- タイプ2：一定の基準または独立した外部審査のない自己認証。例えば、企業の多く
はいくつかの基準や独自の内部目標に従って環境に対する取り組みを評価しており、
その結果を企業の社会的責任(CSR)報告書等の年次環境報告書で公表している。
- タイプ3：解釈または判断を含まない生データの提供。ライフサイクル分析の形をと
ることもある。米国で実施されている有害化学物質排出目録(TRI)プログラムや、日
本で実施されている環境汚染物質排出移動登録(PRTR)制度等。

インドネシアのPROPER、中国のグリーン・ウォッチ、インドの環境評価プロジェクト
等の環境パフォーマンス評価プログラムは、タイプ1とタイプ3両方の特性をもつもので
ある。情報は格付けの形で提供され、製品ではなく企業または工場に関する評価を表す。
この格付けは政府またはNGOが実施する(Lopez et al. 2004)。タイプに関係なく、すべての
CEIDプログラムが同じ作用メカニズムで企業の環境行動に影響を与える。

3.2 CEIDの機能・メカニズム

Tietenberg (1995)はCEIDが企業の環境に対する取り組みの改善を促すための7つの方向性を示した。本章では議論を単純化するため、このチャンネルを5つのカテゴリーにグループ分けする。

- 個人や団体の購入者から受ける圧力等、産出市場の圧力。
- 投資家による圧力等、投入市場の圧力。
- 政府機関の規制による公的規制圧力。
- コミュニティ、企業団体、NGO、裁判所、メディアその他による非公的規制圧力。
- 経営陣、従業員その他による企業内圧力。

産出市場

企業の環境への貢献度、またはその製品の環境影響と品質、さらにその使用方法や廃棄方法に関する情報を明確でわかりやすい形で提供することは、消費者が製品やサービスの購入に際して情報に基づいて選択する際の手がかりとなる。例えば、エコラベルはその製品の環境性能に関する情報を開示する手法のひとつで、製品やパッケージ等に情報が添付されているという利点がある。本白書の第8章で論じる森林認証は、エコラベルの一例でもあり、持続可能な管理がなされている森林から生産された材料を用いた製品ということを示している。また炭素表示は、ある製品が温室効果ガスの削減にどの程度貢献するかを消費者に知らせるための新しいイニシアティブの一例である(Box 4.2)。グッドガイド(GoodGuide)等いくつかの組織も、よりよい決定を行うために必要な、製品や企業の健康、環境、社会的影響に関する情報の提供に関わっている¹。グッドガイドでは、例えばラベルが意味する製品の環境性能が理解できるように、70,000以上の食品、玩具、日用品、家事用品について情報提供を行っている。

一部の消費者の環境意識は既にかかなりのレベルにまで達している。そのような消費者の購買行動は購入対象となる製品やサービスの環境性能に極めて敏感になる。従ってCEIDはそうした消費者の製品に対する要求を減らすことも増やすこともある。それは企業が持続可能な行動をとっているか否かにもよる。環境に対する消費者の好み次第では、世評の悪化を受けて市場での需要が減ることがある。環境に有害な製品や環境パフォーマンスの低い企業の製品のボイコットは、こうした企業の生産行動を変える圧力となる。政府機関(第8章で論じる公的な木材購入方針等)や大規模チェーン店等、大規模購入者が財やサービスの購入を決定する際に環境への配慮がその判断基準として反映されれば、この供給サイドへの圧力はいっそう大きくなる。

Box 4.2 消費者に二酸化炭素排出の相殺に役立つ商品の購入を促すタイの「炭素削減ラベル」

タイの「炭素削減ラベル」



タイの公的機関である温室効果ガス管理機構 (Greenhouse Gas Management Organization; TGO) は、タイ環境研究所 (TEI) と共同で、「炭素削減ラベル」構想を打ち出した。同機構は製品がそのライフサイクル全体で温室効果ガス (GHG) の削減にどの程度寄与しているかを表す「二酸化炭素相当量」という尺度を作成した。同類の表示はフランス、英国、スウェーデン、米国、日本等多くの国で採用されている。

同機構は炭素削減ラベルが生産者に消費者の選択に見合う効率的な工程を使用させることで、GHG 排出を削減する方向に向かわせるきっかけを作ることができると考えている。この新しいシステムでは、消費者が GHG 排出を最低限に抑えて生産された製品を特定することが可能になるように計画が進められている。

同機構所長のシリタン・パイロジューボリブーン氏は、このシステムでタイの消費者が環境管理に直接参加し、生産行動に影響することが可能になると考えている。同氏は「環境保護のイメージを推進しているという評価を得るため、このラベルの申請を行う消費財の生産者が増えることになる。EU では輸入製品にカーボンラベルの貼り付けを求め新しい環境規制の施行準備が整ったので、カーボンラベルのある製品の輸出が増えるであろう」との期待を表明している。

炭素削減ラベルはタイの産業セクターの加盟団体の関心を集め、2009年3月27日時点で34の生産者が製品の登録を申請した。現在は9つの製品カテゴリーで25社の生産者が登録されている。対象製品は乾燥食品、セメント、人工木材、米袋、コンドーム、床タイル、陶磁器タイル、食用油、牛乳パック等である。

出典：<http://www.bangkokpost.com/life/family/14194/carbon-reduction-labels-arrive>
 (最終閲覧日：2009年12月4日)
http://www.bangkokpost.com/190808_News/19Aug2008_news12.php
 (最終閲覧日：2009年12月2日)

投入市場

資本市場においては、CEID スキームは企業の環境への取り組みに関する情報を投資家や金融機関に提供する重要な方向性を持っている。強い環境意識を持つ社会的責任のある投資家 (SRI) や金融機関は、預かった資産を責任をもって投資できるかどうかという点に関心を持つ。こうした SRI の位置づけは先進国でも途上国でも上昇してきており、多くの機関がその行動を支持している。米国の社会的投資フォーラム (Social Investment Forum)²、EU の EuroSIF (European Sustainable Investment Forum)³、AsRIA (Associate for Sustainable and Responsible Investment in Asia)⁴ は、SRI の発展に関する見識のある最新でアクセス可能な

情報を提供する機関の例であり、コミュニティの様々なセクターが SRI に関する情報や見通しを交換し、好ましい行動を起こす方向に進むための討論の場となっている。この点に関しては国連環境計画 (UNEP) も、投資家が環境、社会、ガバナンス (ESG) 要因を投資プロセスに組み込む上で役立つ枠組みを提供するための責任投資原則を策定している⁵。さらに EPFI (Equator Principles Financial Institutions) は、プロジェクトに資金提供を行う際の社会的リスク及び環境的リスクの判定、評価、管理のための金融業界の基準として、「エクエーター原則」⁶ を採択した。SRI は投資戦略の展開の際、環境パフォーマンス指標に照らして優れた企業を選んでいる (Afsah et al. 2000)。企業の環境パフォーマンスに関する情報は、SRI の興味を引くこともあれば、削ぐこともある。環境パフォーマンスの劣る企業は環境パフォーマンスを改善しない限りこうした SRI の興味を引くことができないか、資金を調達することができない、またはその両方が困難になる場合もある (Box 4.3)。

Box 4.3 グリーン・クレジット推進のための投入市場のステークホルダーの関与

インドの金融機関と保険会社は、環境リスクを制限するための包括的環境監査の必要性を主張し始めている。多数の金融機関や国有銀行が、自身の貸付方針が環境に与える影響を調べる専門部署を設置している。

中国では 2007 年 7 月 12 日に国家環境保護総局 (SEPA)⁷、中国人民銀行 (PBC)、中国銀行業監督管理委員会 (CBRC) の 3 者が共同で「環境保護政策及び規制施行による貸付リスク低減に関する見解」という方針を発表し、国内の全企業を対象とする「グリーン・クレジット」政策を発表した。その直後、CBRC から高度汚染及びエネルギー消費企業による貸付リスクの防止と管理に関する見解が発表された。さらに商業銀行数行もグリーン・クレジットの導入要件を発表した。例えば中国工商銀行 (ICBC) は一票否決制の確立を提案した。簡単に言えば、環境政策を遵守しない企業には貸付を行わないということである。企業の環境基準遵守は貸付を受けるための前提条件とみなされている。環境保護に力を入れている企業には、銀行業界から優先的に資金調達上の支援を受けられる可能性があるということになる。

出典：IGES 2008

法律に基づく規制

規制当局は、規制を設定し市場ベースの手段を講じるため、環境情報を必要としている。そのため環境影響評価 (環境アセスメント：EIA) プログラム、環境監視計画、リアルタイム監視システム、遠隔測定等の手段を用いて情報収集を試みている。当局は情報を集めることで優先順位を決定し、最終的にはより多くの情報に基づいて政策手段を選択する。この意味において、CEID を規制の前提条件とみなすことができる。ある種の情報を開示しないのは環境パフォーマンスが劣る証拠とみなされ、それが情報開示の明確なインセンティブとなるためである。必要な情報がない、または不足している場合、規制当局は環境パフォーマンスのレベルに関係なくすべての企業に厳格な基準を適用するか、または費用と時間のかかる市場ベースの手法を利用することになる。また、その両方を行うこともある。しかしいくつかの事例を見ると、CEID は環境パフォーマンスの優れた企業が名乗りを上げるための競争上のインセンティブを与え、規制当局が環境パフォーマンスの劣る企業を特定することに役立っている。この事例では環境に対する影響への調査や対策の予算が少ない企業は環境パフォーマンスの劣る企業であるとみなされ、そのため基準に従わないと調査や対策の費用でさらに費用が嵩むと予測される。

CCに基づかない規制

コミュニティ、NGO、定評のある市民団体は環境のリスクを十分認識していることが多いが、正確な汚染源、汚染物質、健康に対する影響、曝露レベルを特定するための十分な情報を持っていないことがある。そうした状況では、CEIDはこのギャップを埋め、そうした集団の行動を容易にすることができる。一般市民、コミュニティ、NGOは十分な情報が手元にありさえすれば、消費者、投資家、労働者としての経済的役割を持つ人々を動員して、環境パフォーマンスの劣る企業に対して個人や集団として行動を起こし、企業に費用を負担させることができる。企業の環境パフォーマンスに影響力を及ぼす手段として、ボイコットを要求・実行したり、環境上の集団訴訟を利用したりすることもできる。さらに環境当局に対する政治的支援を行って、勢力のある企業に環境基準を遵守させたり、環境被害を引き起こす企業に対して行動を開始するように促すこともできる (Box 4.4)。政府が企業を査察する能力が限られている現在、コミュニティからの要求は環境調査を優先的に行わせるための力となる。

企業内の取り組み

CEIDは企業にとっても有益である。経営陣にとっては自社の環境パフォーマンスは新しい情報であり、それにより環境パフォーマンスを改善することにもなる。CEIDは企業内部で定めた指標を通じて機能する。定期的なデータ収集と標準化されたフォーマットでの報告が必要となるためである。様々な団体が環境に関する統計について詳細に目を通すため、情報開示を行うことで組織内の環境データ収集システムの秩序が保たれるだけでなく、企業の文化的な強化にもつながる。その結果、企業は過去からどの程度環境を改善したかを知ることになり、継続的改善のための適切な手立てをとることが可能になる。企業の環境パフォーマンスに関する情報が開示されれば、比較分析や環境指標の設定が行える。企業には対外的なイメージや世間の評判を気にする傾向があるため、CEIDは環境改善に対して大きなインセンティブを生み出すことになる。Blackman et al. (2004)はインドネシアの環境評価プログラムに参加している企業の経営者の調査を行い、環境負荷の削減を促す決定的要素は経営上の情報公開を高めることであったとしている。

Box 4.4 権限のある非公式監督機関の汚染企業に対する措置

コミュニティが関心を持つことにより、動きの鈍い業界をスタートラインに立たせることができた。環境セクターと開発セクターに10,000以上の特定利益団体があるインドでは、ますます高まる環境保護運動の声が、いくつかの施設の移転や閉鎖の引き金となった。デュボンとゴアの現地企業の合弁会社で売上高1億7,600万ドルを誇ったナイロン製造会社の移転、売上高7億1,400万ドルの一貫生産型鉄鋼プロジェクトの中止、南インドのコカコーラ充填工場の閉鎖等がその例である。

NGOも環境被害を引き起こす組織や個人に対する行動を開始する際に、密告者や監視役として活動し、また政策決定や一般大衆の意見の創出にも加わっている。

意識を高めたことで、市民は環境論争の調停のため法廷に立つ機会が多くなった。インドの裁判所はこうした事例を以前より共感を持って見るようになっており、環境被害を小さくする命令や判決を幾度となく下してきた。ある例では、インド最高裁判所が首都デリーの9,000以上の汚染施設に閉鎖命令を出し、移転を命じている。別の判決では必要な排水処理施設を設置しなかったという理由から、南部タミル・ナードゥ州にある59施設が即時閉鎖命令を受けた。西部グジャラート州の高等裁判所は、付近の川に有毒排水を排出した250以上の化学工場に警告を与え、約233施設を監視リストに載せた。

出典：IGES 2008

4. アジア途上国の CEID イニシアティブ

アジア途上国での CEID スキームは、企業レベル及び政府レベルで徐々に受け入れられるようになってきている。多くの企業は企業環境報告書を利用して、関係するステークホルダーに環境パフォーマンスを公開している。一方、政府は環境パフォーマンス評価プログラムを支援している。どちらのスキームも企業の環境パフォーマンスに関する(製品に関するものではない)情報を提供している。

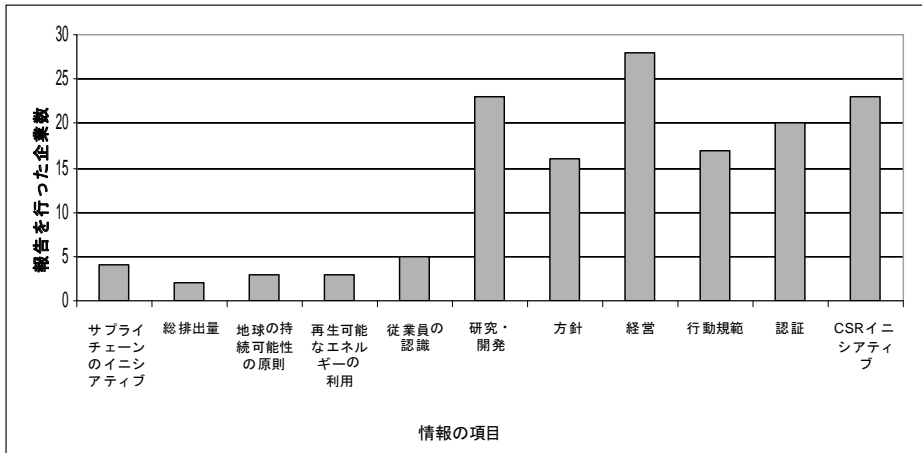
4.1 企業の環境報告書

企業の環境報告書(CER)は、企業が自身の環境活動に関して自主的に公表するものであり、一般の人々も入手可能な報告書である(Brophy & Starkey 1996)。こうした報告書の公表を企業に促す要因は、企業や国によって異なる。香港の企業は社会的責任のある投資家(SRI)の関心を呼ぶことを企業の環境報告の主要因と考えているが、マレーシアの企業は、透明性と説明責任に対する要求に適合させることを主要因の一つとしている(Environmental and Social Development Department East Asia and Pacific Region, World Bank 2006)。中国では社会的要因が主要因と認識されており、市場要因、政治的要因、規制要因がこれに次ぐ(Liu 2009)。

肯定的な面では、CER が排出削減、企業の環境効率向上、または競争力強化に役立っていることを示す証拠もある(Toshi et al. 2007)。また、企業が費用のかかる規制を回避するためにも役立ち、政府が規制にかける費用を節減することにも一役買っている(Schmidheiny et al. 1997)。しかし、実践面ではいくつかの欠点があり、そうした点がアジア途上国で大規模な環境パフォーマンス改善を推し進める際の障害となっている。

例えば、CER だけに基づいて企業同士の環境パフォーマンスを比較することや一企業の環境パフォーマンスの時間的推移を追うことは困難である。こうした報告書の仕様が標準化されておらず、報告するデータの種類も様々なためである。重要なデータや解釈がない、または講じている対策を明記していない報告書や、環境への企業の取り組みと改善目標のみを記載しただけの報告書もある。膨大なデータが記載されているものもあるが、そうしたデータはその企業の全体像がわかる環境パフォーマンスの値ではなく、政府に提出が義務づけられている報告書から抜き出した、製品の安全性、有害廃棄物、またはその他の遵守情報が中心であることが多い(Utting 2002)。図 4.1 に様々なセクターから選択したインダの企業 30 社(化学工業 20 社、自動車工業 6 社、食品・飲料会社 4 社)が CER で報告した環境情報項目の例を示す。これを見ると、企業が自社の方針、研究・開発費、取得済み認証、CSR 活動等の主観的な環境情報を開示することについては積極的であるが、汚染物質排出、再生可能なエネルギーの利用、地球の持続可能性の原則等、実際の環境パフォーマンスの開示については消極的であることがわかる。

図 4.1 2007 年の環境報告書に見る一部のインド企業が報告した情報の例



出典：(IGES 2008)から引用したデータに改変を加えたもの。

さらに、CERはその企業の環境に関する履歴を必ずしも保証しているわけではない。例えば、ユニリーバは報告書でインドにおける水銀汚染事故に触れていなかったにもかかわらず、環境報告活動が評価され、その年の勅許公認会計士協会 (ACCA) 賞を受賞した (Doane 2005)。

GRI (Global Reporting Initiative)、G3 (第3版 GRI)の報告ガイドライン、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト等の NGO 志向のイニシアティブが出現したことで、企業は自身の社会的、経済的、環境的影響の大きさに関して検証可能かつ正確な定量的データを示す必要に迫られている。こうしたガイドラインには比較が可能な報告を行うための主な内容の概略が記載されており、規模、分野または場所に関係なくすべての組織に適用可能である。それによって企業間の環境パフォーマンスの比較と環境パフォーマンスの時間的推移の追跡が可能となる。しかしアジア途上国でこうしたイニシアティブに参加している企業数は、まだ極めて限られている。こうした企業は、主に大企業または多国籍企業の子会社である。表 4.1 に一部のアジア主要国と他国の GRI 参加企業数を示す。GRI に参加しているアジアの企業数は徐々に増加しているが、その数は未だ少なく、世界中の参加企業全体のわずか 15.4% である。

表 4.1 一部のアジア主要国と他国の GRI 参加企業の動向

	GRI イニシアティブ参加企業の国籍					参加企業総数
	中国	インド	日本	韓国	アジア	
1999	0	0	1	0	1	10
2000	0	0	7	0	7	45
2001	1	1	23	0	26	123
2002	4	4	17	0	27	140
2003	1	1	14	2	20	175
2004	3	5	20	4	33	290
2005	4	3	20	7	38	379
2006	5	6	18	14	51	519
2007	8	8	23	29	84	699
2008	15	20	51	40	163	1059

出典：GRI ウェブサイトから引用したデータに改変を加えたもの。

4.2 環境パフォーマンス評価プログラムと開示プログラム

1992年のリオデジャネイロ会議の後、アジア途上国数か国で環境パフォーマンス評価及び開示スキームが確立された。インドネシアの汚染防止、評価、格付けプログラム（PROPER）、フィリピンのエコ・ウォッチ、中国のグリーン・ウォッチ、インドの環境評価プログラム等である。これらは環境規制の遵守度を確認して政府が企業の環境パフォーマンスを分類するための環境評価システムを策定できるようにするための、政府が推進または支援するプログラムで、いずれも類似のものである。まず選択した企業を規制基準の遵守度に応じて異なる色で最も良いものから最も悪いものまで格付けし、公表する。その根底には、「不名誉によって企業が環境パフォーマンスを改善することを強く迫られるであろう」という考え方がある。

アジア途上国での環境パフォーマンス評価の有効性と機能を明らかにするため、インドネシア、中国、インドで実施されている評価プログラムを以下に記す。

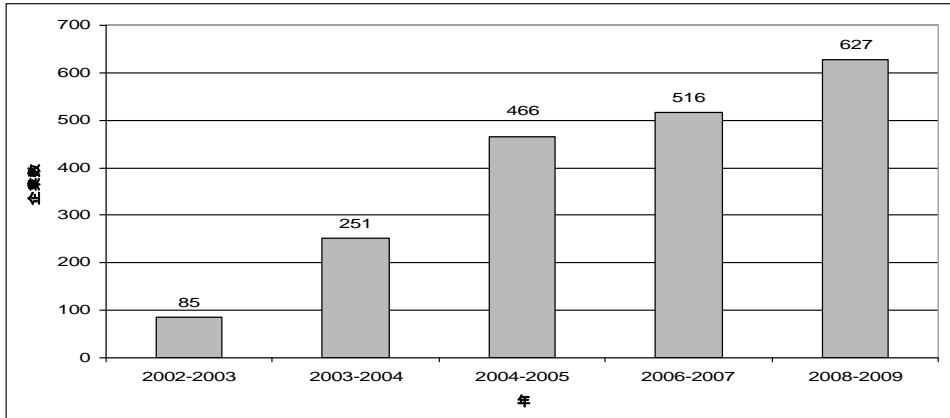
インドネシアの PROPER

1995年6月、インドネシア環境管理庁⁸はPROPERという汚染防止、評価、格付けプログラムを立ち上げた。このプログラムでは排水基準の遵守度に関する各企業のパフォーマンス評価に格付けを与えることで、情報を収集している。一般市民が理解しやすいように、企業格付けは色分けによって分類されている（基準以上の遵守企業が金と緑、遵守企業が青、排水基準を満たしていない企業が黒と赤）。

この格付け情報は公表され、環境パフォーマンスの優れた企業は称賛され、環境パフォーマンスが劣る企業は公表前に汚染除去の時間が与えられた。インドネシア環境管理庁はさらに環境パフォーマンスの1ページを割いて、各参加企業の報告を掲載している。この報告書は企業の経営陣及び環境技術者向けの情報源となる。

PROPERは企業にとって費用効率の高いプログラム例として広く知られている。1995年12月から1997年7月までに187社で試行され、汚染が40%以上削減され、総合的な環境パフォーマンスが約34%上昇したと言われている（World Bank 2006）。基準を満たしていない44社（このプログラムで評価された非遵守企業の40%）の汚染濃度低下の合計は、生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）で推定約32%に達した（Lopez et al. 2004）。しかしインドネシアの金融危機のため、PROPERは1998年に「冬眠状態」に陥った。2002年には再開され、参加企業は2002～2003年の85社から2008～2009年には627社に増加し（図4.2）、対象範囲は排水基準の遵守だけでなく、大気汚染物質排出や有害廃棄物管理基準の遵守度にも広がっている。新しい色分け形式には2つの新しいカテゴリーが追加され、企業は最も良いものから最も悪いものまで、金、緑、青、青マイナス、赤、赤マイナス、黒で格付けされている。

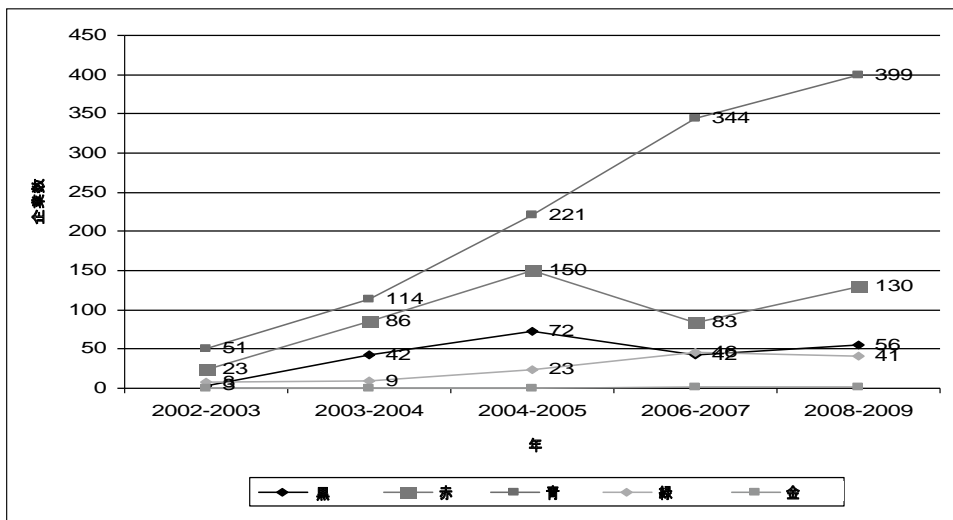
図 4.2 2002～2009 年の PROPER 参加企業数の増加



出典：PROPER 2008～2009 年報告書

参加企業が次第に増えてきていることは、企業が PROPER の格付けを真剣に捉え始めた証拠である。PROPER が環境パフォーマンスの良くない工場に対しては汚染物質の排出を大幅に削減する動機を与えているが、環境パフォーマンスの優れた工場に対してはそれほどでもないように見えることは興味深い。図 4.3 に示す通り、1995～1998 年のプログラムの事例(Blackman et al. 2004)にその傾向が見られるが、それは 2002 年以後にもあてはまる。青(青、青マイナス)に格付けされた企業数は 2002～2003 年の 51 から 2008～2009 年には 399 に増加した。2008 年に金に格付けされた企業は 1 社のみであった。

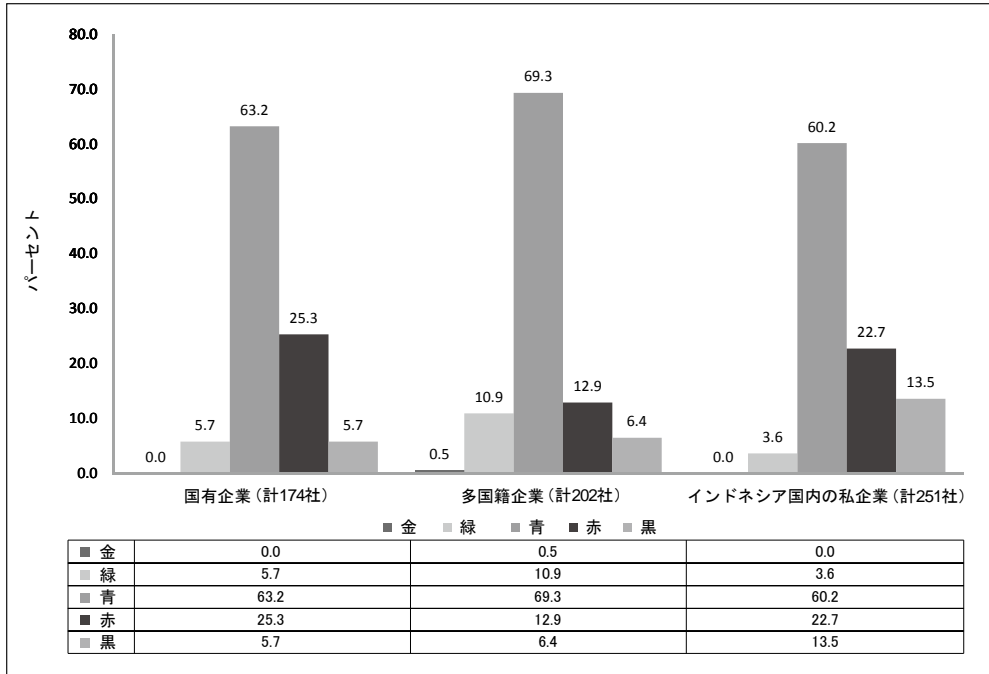
図 4.3 2002～2009 年に PROPER に参加した企業の数と格付けの変化



出典：PROPER 2008～2009 年報告書

さらにすべてのタイプの企業の遵守レベルが着実に上昇したが、上昇の傾向は企業の形態(国内、多国籍、国有)やセクター(製糖、製紙、合板、織物、ゴム等)によって顕著な違いが見られた。所有形態に関しては、多国籍企業の環境パフォーマンスが優れていることが明らかになったが(図 4.4)、これはおそらく多国籍企業の方が世評上のリスクが大きいためである。

図4.4 企業の所有形態ごとの PROPER による格付け(2009年)



出典：PROPER 2008～2009年報告書

情報開示関連の問題を扱った過去の研究は、環境パフォーマンスを改善させる企業外部の圧力に重点をおくものが多かった。しかし PROPER の 1995～1998 年の効果に関する Blackman et al. (2004) の研究によって、PROPER による排出削減促進策の中で最も効果的な手段は企業のオーナーや経営者に自社の排出状況や環境負荷削減に関する情報を知らせる機会を持つこと、すなわち「環境監査」による効果であることが明らかになった。

この調査の回答者の大部分の者(60%)によると、PROPER の格付けが環境パフォーマンスの改善を促すことに成功した要因は、インドネシア環境管理庁が発行した環境パフォーマンス報告書の1ページに各工場の排出状況と環境負荷削減に関する情報が掲載され、その工場の管理者や所有者がそれを見たことであった。

これは、回答者が外部要因が重要でないとして理解していた、ということではない。PROPER の格付けが低いことで工場周辺のコミュニティからの圧力が増えたとみている回答者は36%近くに上り、PROPER の格付けでメディアからの圧力が大きくなったとみている回答者はおよそ4分の1に上る。

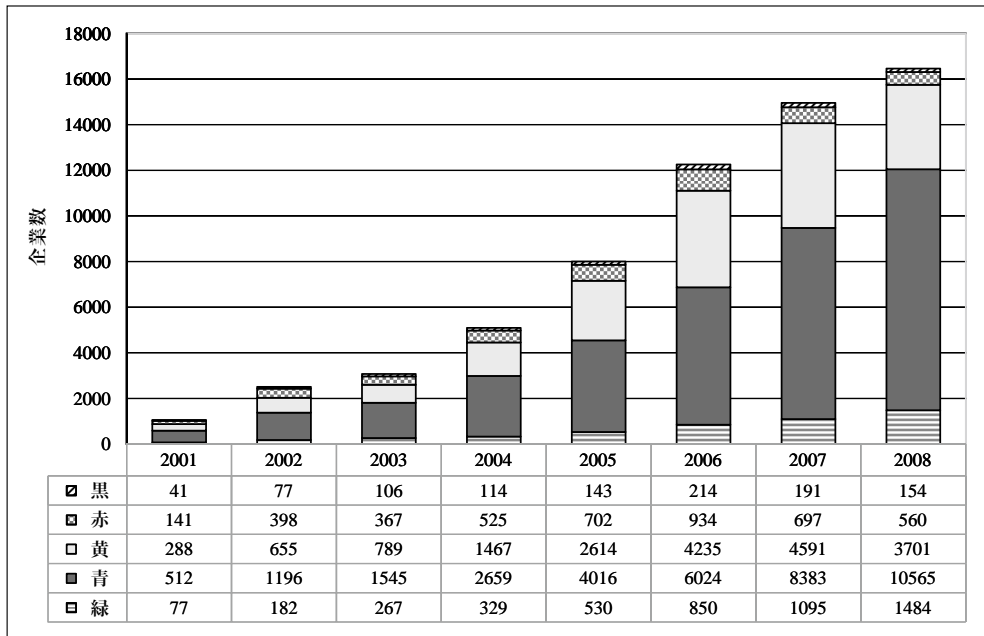
中国のグリーン・ウォッチ

中国はインドネシアでの環境パフォーマンス評価プログラムの実施を受けて、「グリーン・ウォッチ」という同様のプログラムを実施した。これは企業の環境パフォーマンスを最も良いものから最も悪いものまで5色(緑、青、黄、赤、黒)で格付けし、メディアを通じて大衆に知らせるものである。世界銀行の情報開発プログラム⁹の支援を受けた中国国家環境保護局(SEPA)が、1998年に鎮江で、2000年には呼和浩特でパイロットプログラムを開始した。それらが成功を収めたため、SEPAは国全体で格付けを進めることを決定した。

PROPERと同様、グリーン・ウォッチも、環境パフォーマンスが劣る工場にとって、排出を大幅に削減する動機付けとなっている。図4.5はこのプログラムに参加した企業の数と格付けの時間的推移を示したものである。このプログラムに参加した江蘇省の企業の総数は、2001年の1,069から2008年には16,464まで増加した。同期間に環境パフォーマンスが良くなり赤または黒と格付けされた企業の比率が17.18%から4.33%に低下したことがわかった(Liu 2009)。しかしパフォーマンスが非常に良く、緑と格付けされた企業の割合は、7.72%から9.01%までしか増えなかった。ここから、中国の企業が本当に気にしているのは環境パフォーマンスが劣るという評価であって、汚染管理の基準を満たしていればよいという考えがあることがわかる。

この公開プログラムの果たした役割については、(Liu et al. 2009)の研究で定性的評価が行われている。この研究では常熟市の約32の企業(染色及び織物工業25社、化学工業7社)にヒアリング調査が行われ、参加企業の自己評価では、環境パフォーマンスがこの研究の期間(2005～2007年)で全体として改善したと結論づけている。

図4.5 2001～2008年にグリーン・ウォッチに参加した企業の数と格付けの推移



出典：JSEPB 2009 ウェブサイトから引用したデータに改変を加えたもの

平均的に見ると、この開示プログラムは多くの面で環境パフォーマンスの改善に大きく貢献した。濃度基準及び許容総排出量に適合するための汚染物質の排出量が削減されたことは、改善のもっとも顕著な証拠である。参加企業はこの開示プログラムによって、排水口の規則の遵守や環境管理制度の強化といった日常的な環境維持活動の強化が図られたことを認めている。

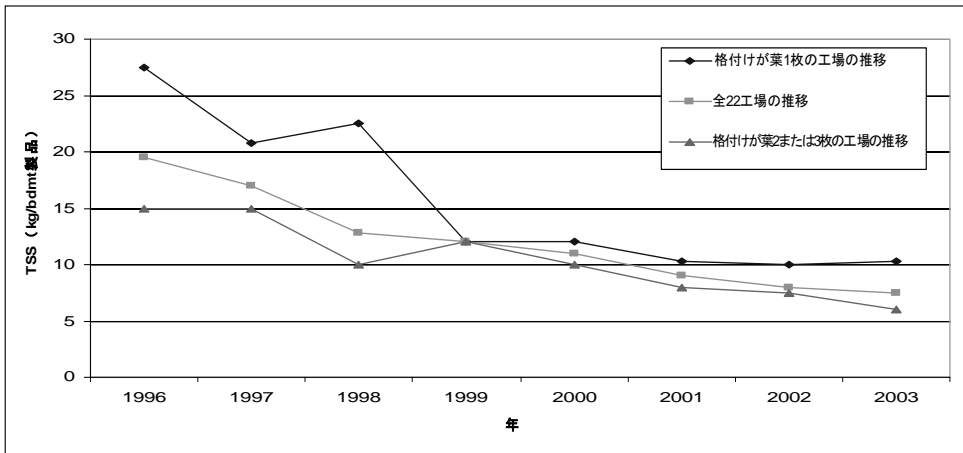
企業の環境パフォーマンスに影響を与える要因に関しては、環境面の規制が依然決定的要因であることが、同研究により明らかにされた。中国企業は、主として強制的な環境要件に対応しようとしている。

インドの環境評価プロジェクト

1990年代末期、インドのNGOである科学環境センター(CSE)が、「グリーン評価プロジェクト」(GRP)という環境パフォーマンス評価プログラムを開始した。特定セクターの事業所を環境配慮の度合に基づいて格付けしようという試みで、企業によりよい環境マネジメント方針の策定を促すねらいがある。GRPは色分けではなく、木の葉の数で格付けを行う。GRPが対象とする様々なセクターの環境パフォーマンスに基づいて業界ごとの格付け基準が達成されたと認められると、CSEから賞を授与される。賞のランクは葉5枚が最高、1枚が最低である。

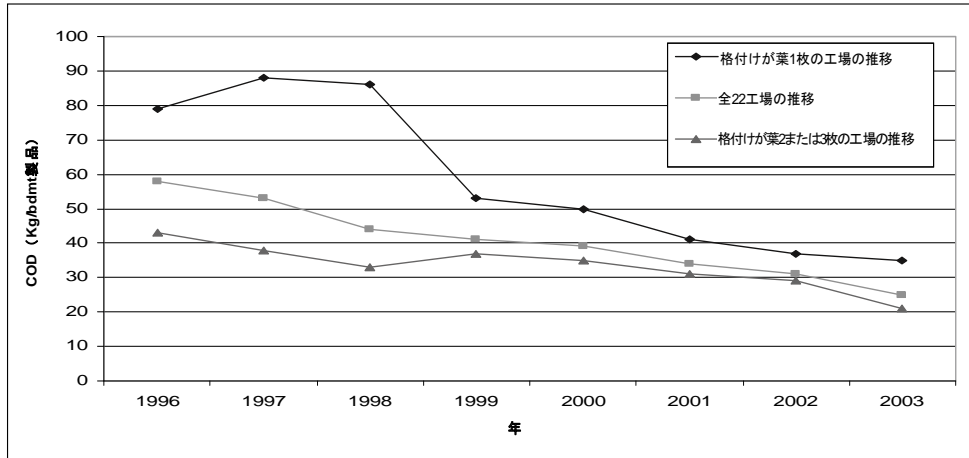
GRPは、特に格付けが「葉1枚」とされた設備を有する会社に対して、環境パフォーマンスの大幅な改善を行うための動機付けとなった。Nicholas et al. (2008)がインドパルプ工場と製紙工場上位22社の非常に詳細な調査データを8年分調べたところ、図4.6と図4.7に示す通り、GRPに参加した計22社の年間平均浮遊物質(TSS)排出量と年間平均COD排出量がいずれも大幅に減少したことがわかった。そのうち格付けが葉1枚の工場での削減幅が、2枚または3枚の工場より大きかった。同研究から、GRPへの開示を行った企業のCOD排出量は1996年から2003年までの間に63%削減されたが、GRP未参加企業の削減幅は54%であることが判明した。開示プログラムの影響力は、TSSに関してはさらに大きい。工場からの排出量は、開示プログラム参加企業では65%削減されたが、未参加企業ではわずか46%であった。

図4.6 インドのGRPに参加中の選定パルプ工場・製紙工場からの年間平均TSS排出量の推移



出典：Nicholas et al. 2008

図 4.7 インドの GRP に参加中の選定パルプ工場・製紙工場からの年間平均 COD 排出量の推移



出典 : Nicholas et al. 2008

GRP は対象企業がパルプ・製紙、化学、自動車などのセクターに属するかに関係なく、いづれに対しても環境パフォーマンスの改善の動機付けとなった。成果の概要を表 4.2 に示す。

表 4.2 評価プロセスが 3 業界に与えた主な影響

産業分野	GRP 参加前	GRP 参加後
パルプ・製紙	塩素からその代替品である二酸化塩素への切り換えを進めた企業は 10% 未満。	約 90% の企業が塩素の代替品として二酸化塩素を使用。
	塩素消費量は紙 1 トンあたり約 75kg。	塩素消費量は紙 1 トンあたり約 48kg。 インド初の塩素無使用工場。
	吸着性有機ハロゲン化物(AOX：強力な発癌性物質群)の使用基準がなく、塩素元素の消費に依存。	製紙業界に AOX の使用基準を導入し、監視中。 漂白用塩素からの切り替えにつながり、AOX 使用量が減少。
	製紙施設からの処理済み排水の色に関する基準はない。	アンドラプラデシュ及びタミルナド州汚染管理委員会(PCB)が製紙施設からの処理済み排水の色に関する基準を設定。
セクター内に水の使用量に関するガイドラインがない。	製紙業界の水の使用量に関するガイドラインを導入。	
化学工業	水銀の末端排出量の監視が現実的でなく、セクター内で消費される水銀の 50% 以上が行方不明。解決策は水銀投入量の規制。	インド政府が水銀投入量規制のためのガイドラインを導入。
	水銀電池技術の利用：水銀排出量が多い。	a) 膜技術の輸入に対する助成金、b) 苛性ソーダ業界で利用される膜電池技術の部品の関税引き下げにより、膜技術への切り替えを促進。
自動車業界	サプライチェーン環境マネジメント：企業は汚染防止のためのリソースも意志も持たない中小企業から原料や部品を調達。	フォード、メルセデス、ゼネラルモーターズ、ヒーロー、ホンダ等の企業が供給元の環境パフォーマンスを念頭に置いて明確な外注方針を策定。フォードとゼネラルモーターズは供給元に ISO 14001 取得を要求。
	企業がインドの子会社に移転するものは古い技術。	現代自動車が進米に供給しているのと同様の技術をインドに供給していると公式に表明。
	雨水利用：雨水利用の努力はほとんどまたは全くされていない。	ヒーローモーターズ、ゼネラルモーターズ、エイシャーモーターズが外部への水依存を減らすため、工場内で雨水利用を開始。

出典 : IGES 2008

5. CEID をアジア途上国企業の持続可能な生産を促す戦略として利用する際の制約の分析

事例が少ないものの、前セクションで記述した通り、CEID イニシアティブの事例は、企業の環境情報を他のステークホルダーに伝えることがアジア途上国の政府のみならず企業にも受け入れられている戦略であることを示している。こうしたイニシアティブは多くの面で排出削減や環境パフォーマンス向上に有効であるが、全体としてはまだ改善の余地がある。

企業の環境報告書(CER)はその数が増え、さらに幅広いステークホルダーに届き、ステークホルダーのニーズに応えることができれば、より効果的に機能する可能性がある。CERは依然として供給サイドが主導権を握っており、しかも数が少ない。またCERを印刷物の形でしか公開していない企業も多い。印刷物の作成には費用がかかり、限られたステークホルダーにしか届かない可能性がある。CERをウェブサイトで公表している企業もあるが、特に開発途上国では必ずしもすべての企業がウェブサイトを持っているわけではなく、すべてのステークホルダーがCERを確認するためにインターネットにアクセスできるわけでもない。またCERの需要もあまり大きくない。さらに情報のニーズや用途は各ステークホルダーによって異なっている。例えば消費者は企業の現在の活動が自身の健康にどう影響するかという情報を必要としているが、投資家は企業の総合的な方針についての情報を必要とし、規制当局は特定の基準の遵守レベルについての情報を必要とし、労働者は事業リスクに関する情報を必要としている。このため、一つのCERでこれらのすべてに同時に応えることは難しい。さらに企業に自分たちのニーズに応えさせたり、提供された情報の正確性をチェックさせたりするほどの圧力を創り出すことができない力の弱いステークホルダーもいる。CERの効果を高めるには、供給サイドと需要サイドの両方で課題に取り組む必要がある。この課題への取り組みは政府当局だけの役割ではない。特にガイドラインの内容の決定の際にはすべてのステークホルダーが協調して事を進める必要がある。

CERの効果を高めるには、供給サイドと需要サイドの両方で課題に取り組む必要がある。この課題への取り組みは政府当局だけの役割ではない。特にガイドラインの内容の決定の際にはすべてのステークホルダーが協調して事を進める必要がある。

環境パフォーマンス評価プログラムは環境パフォーマンスの優れた企業がそれを大幅に高める動機付けにはならなかったが、環境パフォーマンスの低い企業を基準に適合させるための動機付けにはなる。企業が基準を遵守し、環境パフォーマンスが一層向上するように、基準を時間とともに改善していくことが実施されれば、こうしたイニシアティブは全体的な環境パフォーマンスのさらなる向上につながるかもしれない。

さらに、こうした評価プログラムは様々な国の様々な方面で機能しているため、規制当局は、より広範囲の人々が格付けに関する情報を共有できるよう民主的な媒介方法にしたり、規制当局に対して環境情報の普及を拒否したり不正確な情報を報告したりする勢力のある企業に対してコミュニティやNGOが直接行動を取ることができるようにする等、弱い方面を強化するための新たな政策を施行、または既存政策を変更すべきである。多国籍企業や大手企業は環境パフォーマンスが最も優れているため、政府はこれらの企業と共同で、資金的にも技術的にも能力に限られている中小企業を補助することが可能である。最後に、これらのプログラムは他のCC的メカニズムや市場ベースのメカニズムと結び付けて行われなければならない。

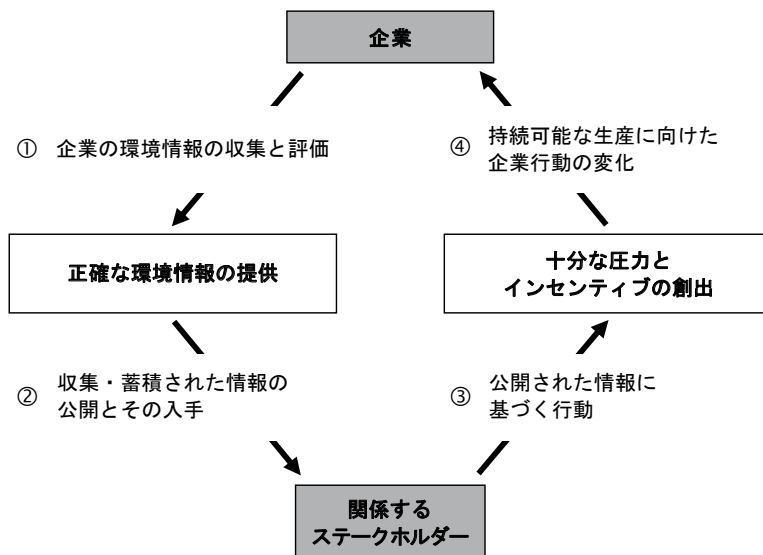
CCメカニズムは、基準遵守度が低い企業をも対象にしなければならない。こうした企業の特定が容易になったため、現在ではこのメカニズムを使用する際の費用効率が以前より向上している。市場ベースのメカニズムはさらなる改善を促すためのインセンティブと

して、環境パフォーマンスの優れた企業を対象に用いなければならない。従って CEID は従来の政策手段を補完する政策であるといえる。

5.1 企業の持続可能な生産を促すための CEID の手順

企業の持続可能な生産の推進戦略として CEID を利用するための手順を理解しておくことは、アジアで現在行われているイニシアティブの成果の分析や、それをより効果的に使う上での問題点を特定するための一助となるであろう。図 4.8 はその手順をまとめたものである。ここで想定されているのは、企業の環境パフォーマンスについて情報を開示することによってステークホルダーがより適切な決断ができるようになり、ステークホルダーの反応が特定の企業の生産行動を変えるためのインセンティブや圧力になるということである。このプロセスは大きく 4 段階に分けられる。

図 4.8 企業の持続可能な生産を推進するための CEID 利用の手順



出典：著者

第 1 段階では、各企業は自社の製品や活動が環境と社会に与える影響に関する情報をその能力(技術、財務等)に応じて収集、評価、蓄積する。政府機関、研究機関、NGO 等他の当事者も、独自にまたは共同で企業の環境情報を収集・蓄積する。

第 2 段階では、企業は収集した情報のすべて、あるいはその一部を関係するステークホルダーに自主的に公開する。要求または義務がなければ公開しない企業もある。

第 3 段階では、公開された情報の入手が可能なステークホルダーが行動をとらなければならない。行動は得た情報の性質と、行動を起こすための動機によって変わってくる。

最終段階では、ある種の責任を持つ企業がステークホルダーの認識を考慮しながら、生産行動を自主的に変更することになる。また、他の企業は市場ベースの手段や強制的手段を通じて、政府から提供されるより多くの情報に基づき選択できるようになり、そうした変更が可能になる。

5.2 アジアの CEID の現状と、より効果的な使用に対する課題の分析

上記のプロセスが効果的に機能するためには、4段階のそれぞれでいくつかの前提条件が満たされなければならない。こうした前提条件はアジア途上国では部分的にしか満たされていないか、あるいは全く満たされていないように見受けられ、アジアでこれまでに採用された CEID イニシアティブの効果が不十分だった理由が明らかにされる。

企業の環境情報の収集と評価

アジアの途上国においては、収集対象となる環境情報の質と実用度を改善する必要がある。必要な時に信頼に足る適切な環境情報を未だに得ることができていない。それゆえ懐疑的な態度が生まれたり、ステークホルダーが行動を躊躇することとなる。そのため、例えば、現状の環境基準に基づいたデータ作成から、政策決定者や一般市民にとって役に立つ具体的な情報を作成する方策へと移行する必要がある。また、環境情報の質を向上させるためには、環境情報の収集と報告についての明確な政府基準と形式を策定する必要がある。環境報告の正確さを証明するためには、こうした報告書は同業者が査読するか、あるいは GRI 報告ガイドライン等、信頼できる第三者団体のガイドラインに従って作成する必要がある。色分けスキームに基づく環境パフォーマンス評価プログラム策定を成功させるには、手法を開発するチームは各方面の総力を結集してその設計にあたらなければならない。例えば PROPER の場合、環境管理庁はオーストラリア、カナダ、世界銀行の協力を得て、格付けを現行の色分けスキームに変えるための厳格なプロトコルを作成した。

アジア途上国における企業の大多数は中小企業 (SME) である。大企業や多国籍企業とは異なり、SME は事業活動や環境行動の環境影響についての適切な情報を所定の形式で収集・蓄積する際に資金及び能力の面で特に制約がある。この点で SME にとっては、財政支援や情報の収集と管理に関する研修プログラムを通じた技術的な支援が早急に必要である。

収集・蓄積された情報の公開とその入手

収集・評価された環境情報は、すべてのステークホルダーに理解・利用可能な形で届けられなければならない。消費者、投資家、コミュニティ、規制当局が必要とする情報の種類は異なり、その情報の解釈も異なると考えられることから、各ステークホルダーのニーズを考慮に入れる必要がある。アジアでは環境パフォーマンス評価プログラムの方が企業の環境報告より効果があると考えられる。環境パフォーマンス評価プログラムではステークホルダーにとって解釈が難しい膨大なデータに、一般市民が理解しやすい色分けシステムで企業が格付けされているためである。さらに環境パフォーマンス評価プログラムは信頼性の高い機関が評価を行っており、企業の内部監査や内部の管理手続きに基づくものではないため、信頼性が高い。環境パフォーマンスが低い企業に対するメディアの適正な報道が行われなければ、環境パフォーマンス評価プログラムは効果的に機能しない可能性がある。例えば PROPER では、環境パフォーマンスが最も低い企業のうち 5% しかその名前が新聞に掲載されない。

アジアの途上国では環境情報に関して供給サイドと需要サイドにギャップがある。資金上、制度上、政治上のいくつかの理由が情報公開の制約となっている。情報が公開されている場合でも、「グリーン・ウォッシング(見せかけのエコ)」に訴え、ダメージを与える可能性のある情報を洗い落として、環境に優しいイメージを与える情報だけを選択する企業もあるであろう。各々の CEID スキームが、それぞれ公開すべき情報と共有すべきステークホルダーを検討する必要がある。また、企業や政府、コミュニティ、利益団体、メディア等といった興味をもつ人々すべてが自由に情報交換を行うことができなければ情報を完全に開示したとは言えない。この目的に関しては、インターネットが強力な武器となる。

地域に対して情報を公開するには、地域団体を通じて行うという方法がある。あるいは地域の自治会を通じて施設見学や家庭訪問を計画し、直接危険にさらされる人々だけを対象に公開するという特別な方法もある。情報の公開がさらに制限されて規制当局だけに公開される可能性や、情報が社内に留まったまま全く開示されない可能性もある。収集した情報のタイプにふさわしい情報公開のレベルはどの程度かという質問に答えるには、開示のリスクとメリットのバランスを取る必要がある。

公開された情報に基づく行動

ステークホルダーが情報の入手手段は持つが、社会的・政治的状況からそれに基づく行動を起こすだけの力や動機を持たないというケースがあり得る。アジア途上国に見られる多数の特徴が要因となって、公開情報に対するステークホルダーの反応や、それを使用する能力が弱められる傾向がある。そうした特徴の例として、言論の自由が欠けていること、他地域より NGO や地域団体、裁判所の力が弱いこと等が挙げられる。意見を表明するための十分な権利が市民に与えられていないケースもあり、また、政策決定プロセスへの影響という点での市民の地位も確かなものではない。さらに情報の質や伝達メカニズムに対する懐疑主義的な態度が見られ、行動に対する動機付けが欠けている。ステークホルダーが公開情報に対してより効果的に行動するように促すためには、意識を高めるプログラムの策定や、その他のインセンティブによる動機付けが必要である。

持続可能な生産に向けた企業行動の変化

前述した CEID の事例によって、ステークホルダーの反応が企業の環境パフォーマンスに影響するという考え方に関する信頼性が高まった。しかし、環境パフォーマンスの改善の度合いには各企業間で著しい差がある。従ってより良い成果を得ようとするならば、CEID スキームを他の手段やインセンティブと組み合わせて使用する方法が効果的と考えられる。例えば PROPER プログラムが環境パフォーマンスの優れた企業を公の場で表彰するという形をとったように、何らかのインセンティブを与えれば、格付けの公開や年次報告書に環境情報を記載することと比較してより大きな効果が得られる可能性がある。PROPER は上記の方法に加え、環境管理庁が公表した報告書の 1 ページごとに参加企業の環境パフォーマンスに関する情報を掲載している。この報告書は企業の経営陣や環境技術者にとって、環境報告での自己評価より信頼性の高い情報源となる。

環境パフォーマンスの向上を大規模に推進するには、企業やセクターがみな同じ環境に置かれているわけではないことを認識しておく必要がある。例えば多国籍企業の環境パフォーマンスが優れている理由は、よりクリーンな技術を志向する傾向が強いことによるという点が明確になっている。従って、必要な技術や技術支援を国内企業、特に SME に提供することがとりわけ重要になる。

環境パフォーマンスの劣る企業の中には自分たちの行動を改めようとしめないケースも出てくる可能性があり、こうした企業の環境パフォーマンスの改善を促すために、より厳格な査察や強制的手段の導入が必要となることも考えられる。また、環境パフォーマンスが優れ、さらなる改善の動機付けに欠ける企業に対しては、適切な市場ベースの手段で改善を促すべきであろう。従って、CEID は CC や市場ベースの政策を補完する手段であると考えられる。

6. 結論と提言

アジア途上国の政府は、主に規制サイド(政府)と被規制サイド(企業)の関係だけを見る従来型のアプローチによって、企業の持続可能な生産の推進に取り組んできた。こうしたアプローチをとった場合の成功の度合いが様々であることは、理論的研究と経験的研究の両面から明らかになっている。CEIDは企業、政府、コミュニティ、市場という複数のステークホルダーを結び付ける手法として、検討すべき選択肢である。既存の論文も、CEIDが企業の活動に影響力を持つことができ、環境規制の第三の波として位置付けることができるという考え方を支持している(Tietenberg 1998)。事例は少ないが、本章に記載したCEIDイニシアティブの事例もこの考えの信頼性を高めている。

全体的に見れば、アジアで採用されている企業の環境報告や環境パフォーマンス評価プログラムが有効なものであることは、汚染物質排出量の削減や基準遵守度の改善から明らかである。しかし、こうした世評面でのインセンティブに対する反応は、企業ごとに著しく異なる。例えば、企業が正確な環境報告書を作成すること自体が未だに少なく、多くは大手企業か多国籍企業が作成したものである。その内容と質は様々で、大量のデータを記載していても、必ずしもステークホルダーの要求に応える情報となっていない場合もある。一方、環境パフォーマンス評価プログラムは、環境パフォーマンスの劣る工場に大幅な排出削減を促す動機となっていると考えられる。このことはアジア途上国の持続可能な生産を推進する政策としてのCEIDの有効性に、なお改善の余地があることを示している。

この戦略を効果的に機能させるためには、次のような方向から課題に取り組まなければならない。まず、ステークホルダーに正確な情報を提供すること、次にステークホルダーに十分な圧力やインセンティブを創り出せるだけの権限を与えること、三番目にCEIDを強制的手段や他のインセンティブツールと併用することである。

正確な情報提供におけるステークホルダーの役割

信頼性が高く、タイミングがよく、良質で、十分な量の環境情報が理解可能かつ使用可能な形式で適切なステークホルダーに届けられなければならない。企業がすぐ提供できる情報とステークホルダーが要求する情報にはギャップがあることから、対応には時間・労力がかかる。政府だけがこのギャップを埋める力を持っている。これに関しては、以下のような対策が必要である。

- 環境情報の収集のための明確な政府基準と報告手順を確立すること。
- 環境情報が適切に収集・管理されているかどうかを追跡するため、国の環境関係機関のデータベース部門に、環境情報センターを立ち上げること。
- 開示された環境情報の品質管理及び品質保証のシステムを確立すること。一例としては同種業者によるデータと報告の査読や公開検証プログラム等が考えられる。
- 未公開のままとすべき情報、公表できる情報、そして閲覧を許可するステークホルダーをさらに明確にするために、新しい政策を実施するか、既存の政策を変更すること。
- 企業の環境報告書の正確性を確認するために、同業者による査読を行うこと。報告書の数を増やすためには、企業に欧州連合のEMASやGRI等のように、地域的・世界的ガイドラインに従って環境報告書を自主的に作成するよう求めてもよい。こうしたガイドラインは、企業の公的説明責任を果たすため、環境情報の報告を行うことが共通の枠組みとして受け取られている。
- 幅広いステークホルダーに受け入れられるパフォーマンス評価・開示プログラムの作成にあたっては、具体的手法を開発する技術チームの総力を結集するかあるいは外部機関の技術協力を得ること。

ステークホルダーへの十分な圧力やインセンティブを創り出す権限の付与

ステークホルダーへの権限付与と能力開発は、企業の生産行動をより持続可能な方向に向ける上での前提条件である。アジアには言論の自由が制約される場合も時としてあり、他地域に比べて市民社会や、規制自体の権限が弱い場合もあるため、ステークホルダーの力が弱い傾向にある。意見を表明する権利が市民に十分に与えられていないこともある。ステークホルダーへの権限付与には、第3章で論じたような、環境情報へのアクセスを可能にすることや、持続可能な消費についての教育による能力開発等が含まれる。さらに教育を受け、情報を与えられたステークホルダーは、自らを組織してそうした目標の達成に向けた集団行動をとるためのメカニズムや協力体制を確立しない限り、生産行動に影響力を及ぼすことができない場合もある。企業主導の取り組みや政府の支援を受けた取り組み(本章で扱っている)を別にすれば、イニシアティブの多くは地方自治体(第5章)やコミュニティ(第6章)が握っている。各ステークホルダーが持続可能な消費と生産の問題を認識してはいても、ステークホルダー間での協力が出来ていなければ影響を与えることができない。また、CEIDプログラムの成功は国によって異なるため、能力開発や当事者の利益の確保、そしてガイドラインと基準の一致に向けた国境を越えた協力も必要である。

その他の強制的手段やインセンティブツールと CEID の併用

CEID は、企業に環境パフォーマンス基準を遵守させるために効果的なツールである。そうした観点から見ると、規制当局が基準を時間の経過とともに更新していけば、企業は基準を守り続けることで、環境パフォーマンスを継続的に改善していくことになる。CEID は他企業の遵守レベルを知る上でも有用であり、規制当局はより多くの情報に基づいて制度を選択できるようになる。そうした観点から見ると、遵守度の低い企業に対しては CC メカニズムを使用し、環境基準を満たしている企業にはさらなる改善を促すためのインセンティブとして、市場ベースのメカニズムを使用するという使い分けが必要である。

インセンティブツールや強制的手段を使用して CEID の推進に成功した他国の経験から学ぶこともアジア途上国にとって必要なことである。インセンティブとしては、日本の環境報告書大賞、英国の ACCA 賞、南アフリカの WWF 年次環境賞等といった環境報告書賞の設置、さらには PROPER プログラムの事例のような環境パフォーマンスが優れた企業の公的表彰等が、企業の環境問題の積極的な開示・報告の推進・奨励のために適した戦略である¹⁰。米国、デンマーク、オランダの事例のように、環境報告書の作成を義務付けるのもよいであろう。

アジア途上国の大半の SME は、技術の面でも資金の面でも、自社の活動が環境に与える影響に関する情報を収集・評価するための能力に欠けている。また、ステークホルダーとの対話に向けた努力が自社の評判の総合的な価値にどの程度貢献しているか、という点に関するデータも持っていない。環境情報をステークホルダーと共有するコストとメリットの定量化を促すため、外部からの技術的・資金的援助を拡大すべきである。したがって、国レベルや各国間の協調が必要である。

大半の SME は社名の面でも製品の面でも知名度が低い。世評面のインセンティブだけでは生産行動を変えるほどの力が生み出せない可能性もあるため、他の強制的手段やインセンティブツールと併用すべきである。

最後に、本章で取り上げた CEID イニシアティブからの評価では、アジア途上国に CEID スキームを導入すれば企業の環境パフォーマンスの改善を促すことができることは明らかである。持続可能な生産をより大規模に推進するには、CEID を他の CC や市場ベースのツールと組み合わせるべきである。従って、CEID は独立した政策ではなく、他の政策を補完するものであると考えるべきであろう。

注

1. 詳細は <http://www.goodguide.com/> を参照 (最終閲覧日：2010年1月27日)
2. 詳細は <http://www.socialinvest.org/> を参照。(最終閲覧日：2010年1月27日)
3. 詳細は <http://eurosif.org/> を参照。(最終閲覧日：2010年1月27日)
4. 詳細は <http://www.asria.org/> を参照。(最終閲覧日：2010年1月27日)
5. 詳細は <http://www.unpri.org/> を参照。(最終閲覧日：2010年1月27日)
6. 詳細は <http://www.equator-principles.com/> を参照。(最終閲覧日：2010年1月27日)
7. 現在は環境保護部に移行。
8. 2002年以降環境省に統合された。
9. <http://www.infodev.org/en/index.html>
10. この表彰スキームと世界の他の表彰スキームに関する詳細は http://www.enviroreporting.com/mjv_awards.htm を参照。

参考文献

- Afsah, Shakeb, Benoit Laplante, and David Wheeler. 1996. Controlling industrial pollution: A new paradigm. World Bank, Development Research Group. Policy research working paper 1672.
- Afsah, Shakeb, Benoit Laplante, David Wheeler, Nabel Makarim, Rasio Ridho, Anton Sarjanto, Ahmad Salim, Mada Agus Setiawan, Damayanti Ratunanda, Fredirika Wawointana, and Ridwan Dahlan. 1995. What is PROPER? Reputational Incentives for Pollution Control in Indonesia. World Bank working paper available at <http://www.p2pays.org/ref/22/21757.pdf> (Accessed 2 February 2010).
- Anderson, Robert. 2002. "Incentive-based policies for environmental management in developing countries." *Resources for the Future* August 2002, Issue brief 02-07.
- Arbeláez, T, Sayantani Dasgupta, Benoit Laplante, and David Wheeler. 1998. Colombia's Pollution Charge System: Implementation, Impact and Implications. World Bank, Development Research Group, 1998-04.
- Arimura, Toshi H., Akira Hibiki, and Hajime Katayama. 2007. "Is a voluntary approach an effective environmental policy instrument? A case for environmental management systems." *Resources for Future*, May 2007-31.
- Blackman, Allen. 2007. "Voluntary environmental regulation in developing countries: Fad or fix?" *Resources for the Future*. Discussion paper available at <http://www.rff.org/rff/Documents/RFF-DP-07-10.pdf>. (Accessed 9 March 2010).
- Blackman, Allen, Afsah Shakeb, and Damayanti Ratunanda. 2004. "How Do Public Disclosure Pollution Control Programs Work? Evidence from Indonesia." *Human Ecology Review* 11(3):235-246.
- Blanco, Hernan, Nicola Borregaard, Georgina Cundill, Annie Duffy, and Carolina Palacios. 2005. The role of voluntary initiatives in sustainable production, trade and consumption in the APEC region. Background paper for Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC) workshop held in Santiago on 26-27 September 2005.
- Cohen, Mark. 2000. "Information as a policy instrument in protecting the environment: What we have learned?" *Environmental Law Reporter* 31:10425-31.
- DasGupta, Sayantani, Benoit Laplante, and N. Mamingi. 2001. "Pollution and Capital Markets in Developing Countries." *Journal of Environmental Economics and Management* 42:310-335.
- Doane, Deborah. 2005. "Beyond corporate social responsibility: minnows, mammoths and markets." *Futures* 37 (2-3):215-229.
- Environmental and Social Development Department-East Asia and Pacific Region, World Bank. 2006. Corporate Environmental and Social Responsibility in the East Asia and Pacific Region: Review of emerging practice. Washington, D.C.: World Bank.
- GRI website: <http://www.globalreporting.org/GRIReports/GRIReportsList> (Accessed 2 December 2009).
- Gunningham, Neil, Robert A. Kagan and Dorothy Thornton. 2003. *Shade of Green: Business, regulation and environment*. Stanford: Stanford University Press.
- Hahn, R. 1989. "Economic prescriptions for environmental problems: How the patient followed the doctor's orders." *The Journal of Economic Perspectives* 3(2):95-114.
- Howard, Grenville, Jennifer Nash, Cary Coglianese. 2008. "Constructing the license to operate: Internal factors and their influence on corporate environmental decision." *Law and Policy* 31(1):73-107.
- IGES. 2008. *Corporate Environmental Management: Policy initiatives and business responses*. Hayama: Institute for Global Environmental Strategies-Kansai research centre. Japan.
- Jiangsu Province Environmental Protection Bureau (JSEPB) website: <http://www.jshb.gov.cn> (Accessed 29 December 2009).
- Liu, Xianbing, Qinqin Yu, Tetsuro Fujitsuka, Beibei Liu, Jun Bi, and Shishime Tomohiro. 2009. "Functional mechanisms of mandatory corporate environmental disclosure: An empirical study in China." *Journal of Cleaner Production* (Article in press).
- Liu, Xianbing, and Venkatachalam Anbumozhi. 2009. "Determinant factors of corporate environmental information disclosure: An empirical study of Chinese listed companies." *Journal of Cleaner Production* 17:593-600.
- Liu, Xianbing. 2009. Disclosure of corporate environmental information: Progress and determinant factors in Chinese context. Working Paper, Kansai Research Centre, Institute for Global Environmental Strategies (IGES- KRC).
- Lopez, Jorge Garcia, Thomas Sterner, and Shakeb Afsah. 2004. "Public disclosure of industrial pollution: The PROPER approach for Indonesia?" *Resources for Future*, October 2004-34.
- Nicholas, Power, Allen Blackman, Thomas P. Lyon, and Urvashi Narain. 2008. "Does disclosure reduce pollution? Evidence from India's green rating project." *Resource for the Future*, October 2008-38.

- PROPER. 2009. Laporan Hasil Penilaian: Peringkat kinerja perusahaan dalam pengelolaan lingkungan hidup: PROPER 2008-2009. Indonesia: PROPER Sekretariat PROPER Kementerian Negara Lingkungan Hidup. Available at: <http://www.menlh.go.id/proper/proper%20baru/html/menu%206/press%20release/2008-2009/Laporan%20PROPER%202009.pdf> (Accessed 17 December 2009).
- Schmidneiny, S, R. Chase, L. De Simone. 1997. "Business progress toward sustainable development." *Bridges to Sustainability: Business and Government Working Together for a Better Environment*. 143–156.
- Tietenberg, Tom. 1998. "Disclosure strategies for pollution control." *Environmental and Resource Economics* 11:587-602.
- Tietenberg, Tom. 1995. Design lessons from existing air pollution control systems: The United States. Property Rights in a Social and Ecological Context: Case Studies and Design Applications. Washington, DC: World Bank.
- Tietenberg, Tom. 1990. "Using economic incentives to maintain our environment." *Challenge* 33(2): 42-46.
- Tietenberg, Tom. 1985. *Emissions Trading: An Exercise in Reforming Pollution Policy*. Washington, DC: Resources for the Future Inc.
- Utting, Peter. 2002. Regulating Business via Multi-stakeholder Initiatives: A Preliminary Assessment. United Nations Research for Sustainable Development: Available at www.unrisd.org. (Last accessed 14 December 2009).
- Vincent, J. 1993. "Reducing effluent while raising affluence: Water Pollution Abatement in Malaysia." Cambridge: Harvard Institute for International Development, Spring 1993.
- World Bank. 2006. "Public Disclosure: A tool for controlling pollution." *World Bank Research Digest*, 8-23.